



このたび、令和3年度から3年間の65歳以上の高齢者施策と介護保険に関する計画を定めたことから、町民の皆様にお知らせします。

- 問合せ先：役場保健福祉課高齢者福祉係（Tel 576-5000）
役場町民課保険医療係（Tel 576-2114）

浦幌町老人福祉計画

第8期介護保険事業計画【概要版】

【令和3年度～令和5年度】

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

この計画は、本町の高齢者（65歳以上の方）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と介護予防の推進を図ることを目的としています。

2 計画の背景と趣旨

本町においては、令和2年4月1日現在で65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は約42パーセントに達しており、今後も上昇を続けることが予測されます。

高齢者が、住み慣れたこの浦幌町で、可能な限り、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、町民、地域、事業者、団体、行政等の「協創」により「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活の支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

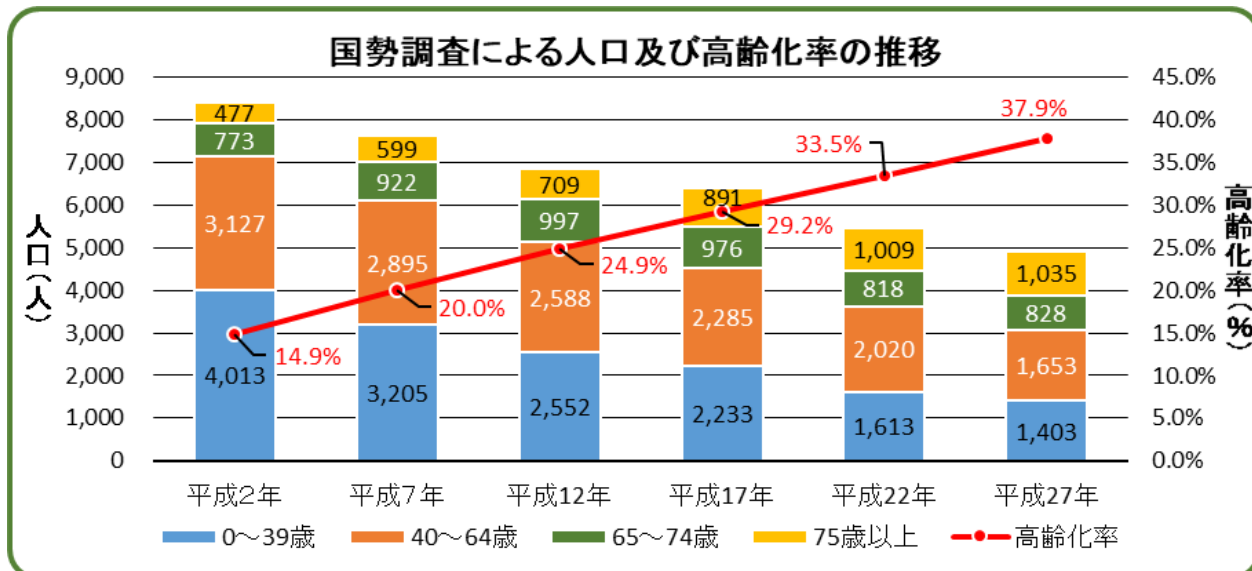
3 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

第2章 高齢者を取り巻く状況

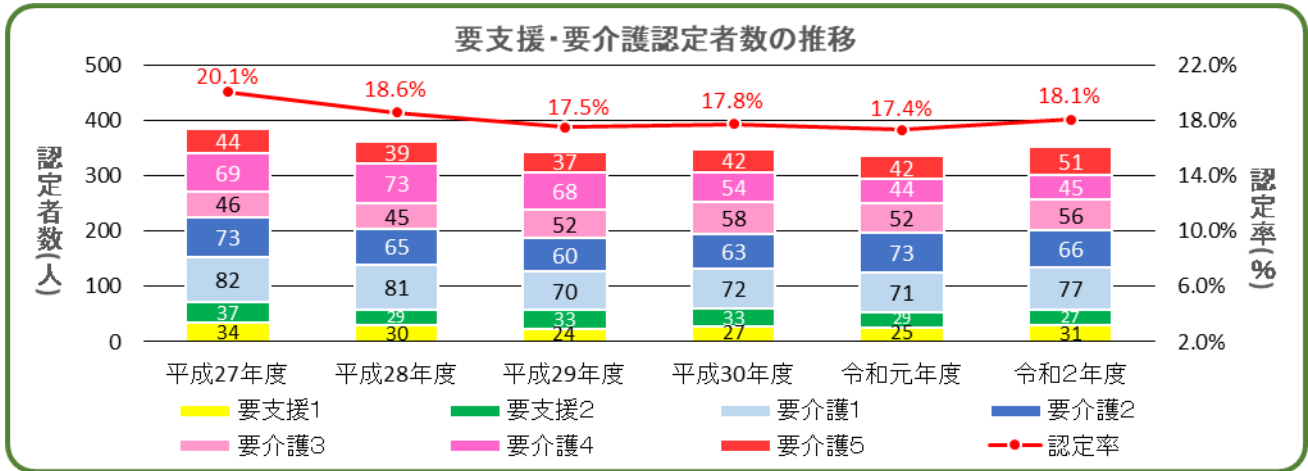
1 人口の推移

国勢調査による総人口は年々減少しており、平成27年調査時に5,000人を切っています。年齢区分で見ると、高齢者人口は平成27年調査時には1,863人、うち75歳以上は1,035人と年々増加しており、平成2年と比較して2.17倍(558人)増加しています。一方、64歳までの年少人口及び生産年齢人口は減少しており、平成22年調査時から平成27年調査時の増減で見ると、39歳以下は13.0%（210人）減、40～64歳は18.2%（367人）減となっており、浦幌町では少子高齢化が進んでいることがわかります。



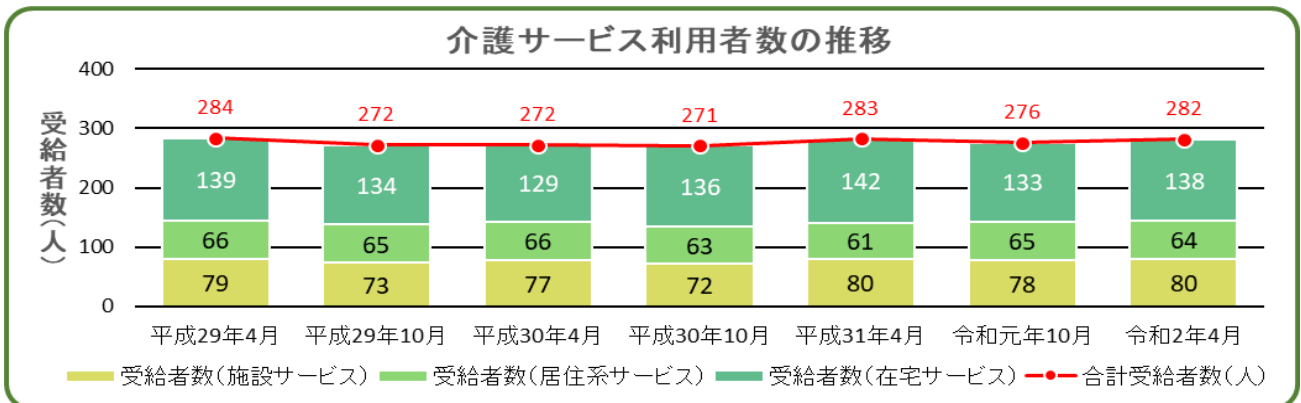
2 要支援・要介護認定率の推移

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）では、介護等が必要であると認定される65歳以上の高齢者数が、令和2年度の高齢者人口1,944人のうち417人（認定率21.5%）となると推計していましたが、実際には、令和2年度において353人（認定率18.1%）が要介護等に認定され、計画より64人少なくなりました。



3 施設・居住系・在宅サービス受給者数

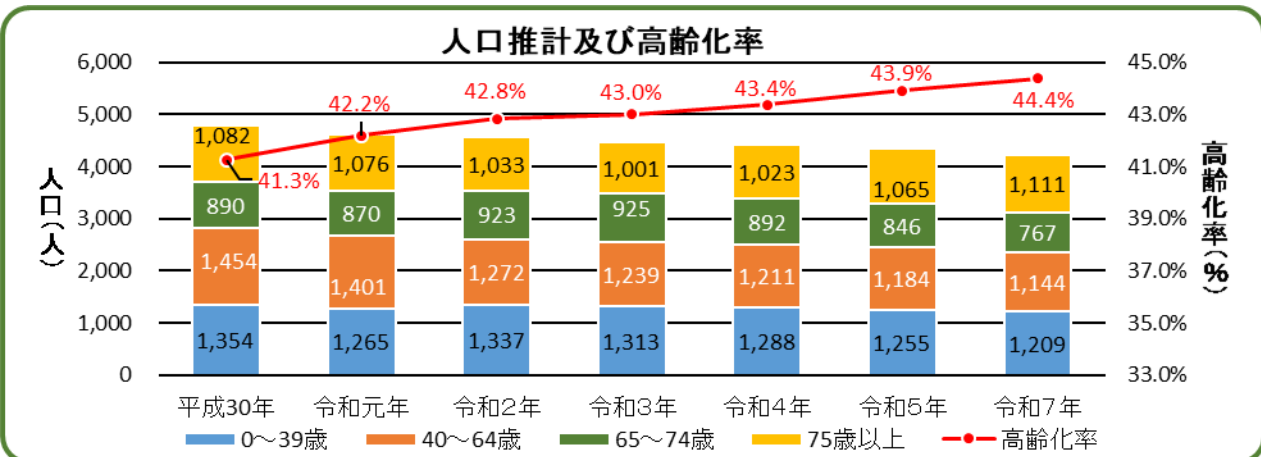
介護サービスの利用者は、平成29年からはおおむね横ばいの推移となっており、令和2年4月では282人となっています。介護サービスの種類別にみると、在宅サービス（自宅訪問・日帰りで通いの施設へ・施設に短期間泊まるなど）が最も多く、次に施設サービス（特老や老健への入所）、そして居住系サービス（養護老人ホームやグループホームなどの利用）の順番になっています。



第3章 将来推計

1 人口と高齢化率の推計

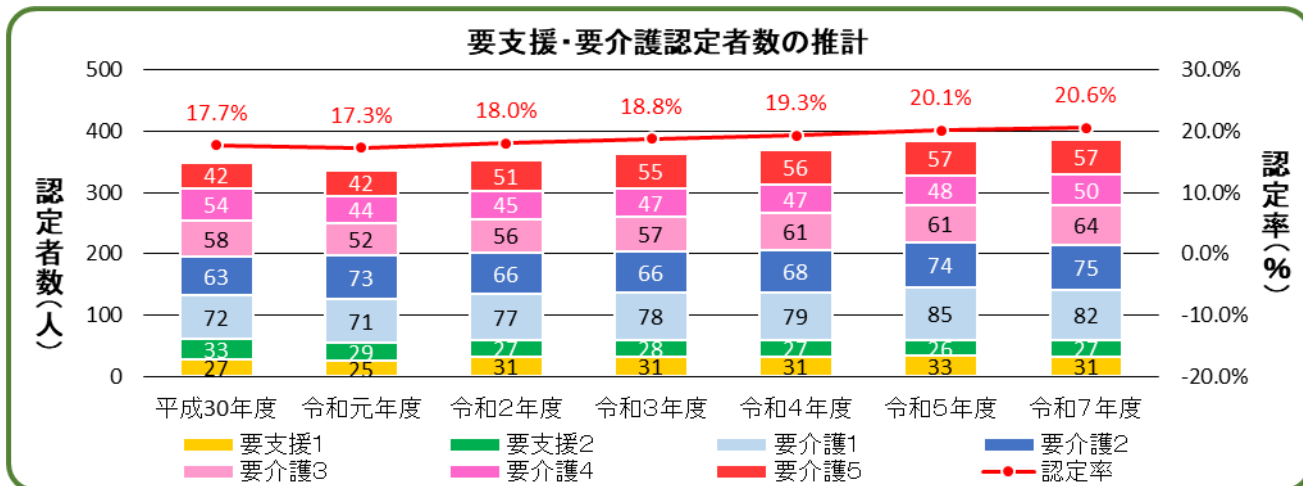
「浦幌町人口ビジョン」及び住民基本台帳の人口などを基に算出した人口推計をみると、総人口は年々減少し、令和7年では、平成30年から11.5%（549人）減となる4,231人と推計されます。また、65歳以上の高齢者人口もゆるやかな減少傾向にあり、令和7年には1,878人と減少することが予測されます。なお、高齢化率は増加を続け、令和7年には44.4%に達する見通しです。



2 要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上の要支援・要介護認定者数の推計をみると、本計画の最終年度（令和5年度）は、平成30年度から10.0%（35人）増となる384人と推計されます。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度においては、令和5年度から0.5%（2人）増の386人となることが予測されます。

認定率をみると、第8期計画期間は増加を続け、令和5年度には20.1%に達することが予測されます。



第4章 計画の基本的な考え方と施策の推進

1 基本理念

ともに支え みんなで創る いつまでも暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本目標Ⅰ 社会参加と生きがいの推進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

【施策の内容】①社会活動の促進 ②生涯学習等への支援 ③就労への支援

基本目標Ⅱ 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える介護、予防、医療、生活支援、住まいの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。また、様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。さらに、近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これら災害や感染症に備える取組みを進め、非常時にも対応できる体制を整備します。

【施策の内容】①地域包括ケアシステムの構築 ②在宅医療・介護連携の推進 ③生活支援体制整備事業の推進 ④認知症予防と支援策の推進 ⑤地域ケア会議の推進 ⑥権利擁護の推進 ⑦安心・安全に暮らせる生活環境の整備

基本目標Ⅲ 介護予防と生活支援の充実

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康で長生きできるための高齢者の健康づくりを推進します。また、高齢者の状態像に応じて、介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

【施策の内容】①介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ②高齢者在宅福祉支援サービスの充実 ③家族介護支援サービスの充実

基本目標Ⅳ 介護サービス等の充実

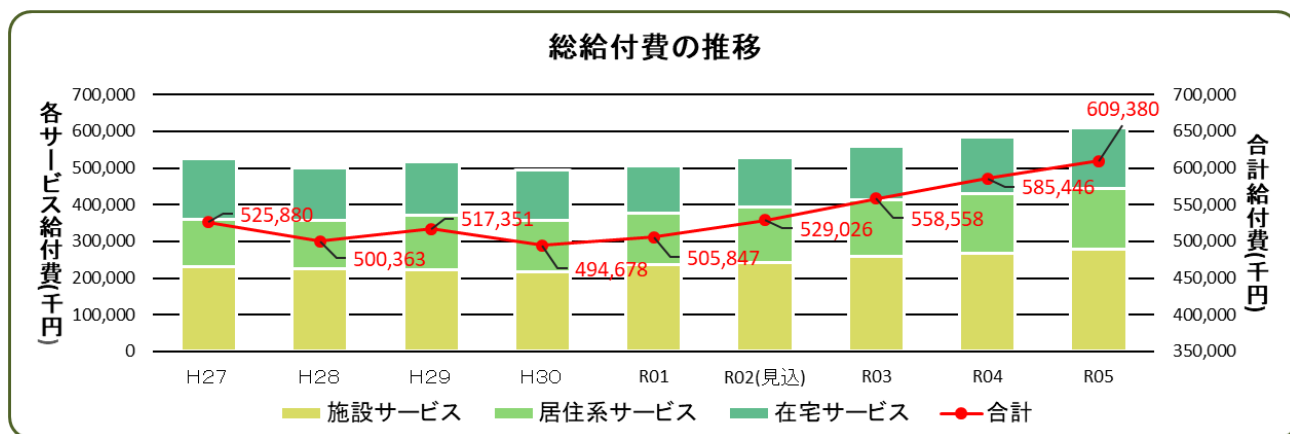
介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。保険者である町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努め、サービス提供体制を確保するとともに、家族の負担軽減及び相談支援の充実に努めます。

【施策の内容】①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設サービスの充実 ④介護保険サービスの利用の円滑化に向けた取り組み ⑤介護給付費の適正化 ⑥質の高い介護サービスの提供の推進 ⑦介護保険を補完する事業の推進

第5章 介護保険の給付費と保険料

1 総給付費の推計

介護保険に必要な費用（総給付費）の推移を見ると、平成27年度から平成29年度にかけて1.6%減少し、平成29年度から平成30年度も4.4%減少しましたが、その後は増加傾向に転じ、平成30年度から令和2年度までは6.9%増加の見込となり、第8期計画期間においても同様に増加するとして推計しています。



2 介護保険料の算定

令和3年度から3年間の65歳以上の方の保険料は、令和2年度までに介護サービスを利用した方が少なく、また保険料収入が多かったこともあり、介護給付費準備基金（貯金）を5,500万円（見込）積立することができたため、この基金を保険料の原資として取り崩し、保険料額の上昇抑制に活用します。

【65歳以上の被保険者保険料の算定】

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|---|---------------------------------|-----------|-----------|---------------|
| 介護保険に必要な総額 (A) | 652,653千円 | 680,281千円 | 707,367千円 | 2,040,301千円 |
| 65歳以上の方の負担分相当額 【A×65歳以上の方の負担割合(23%)】 (B) | 150,110千円 | 156,465千円 | 162,694千円 | 469,269千円 |
| 国からの調整交付金見込額 【A×(α-5%)】 (C) | 19,983千円 | 20,862千円 | 22,948千円 | 63,793千円 |
| 介護給付費準備基金取崩額 (D) | | | | 55,000千円 |
| 実際に必要な保険料収納額 【B-C-D】 (E) | | | | 350,476千円 |
| 保険料収納率の見込み (F) | 99.0% | | | |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数(65歳以上の方の補正人数) (G) | 1,829人 | 1,819人 | 1,815人 | 5,463人 |
| 保険料基準額(年額) (H) 【E÷F÷G】 | (平成30～令和2年度の保険料基準額(年額) 64,800円) | | | 64,802円 |
| 保険料基準額(月額/人) 【H÷12】 | (平成30～令和2年度の保険料基準額(月額) 5,400円) | | | 5,400円 |

3 65歳以上の方の所得段階区分の保険料

介護保険料は、65歳以上の方及びその世帯の住民税課税状況や所得に応じて、9段階に設定されています。なお、第1段階から第3段階の保険料率は、低所得者対策によりそれぞれ0.5から0.3、0.75から0.5、0.75から0.7に軽減されており、軽減分は公費(国1/2、道1/4、町1/4)により負担されます。

